

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度のご案内

重大な犯罪被害によって亡くなられた被害者のご遺族、又は重症病を負った被害者の方及び性犯罪被害者の方に対し、被害後に直面する経済的な負担を軽減するために必要な資金の一部を補助します。

《補助金制度概要》

項目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 (上限) 重傷病・性犯罪 10万円 (上限)	20万円 (上限)	32万円 (上限)
補助内容	重大な犯罪行為により死亡した方のご遺族や重傷病を負った方、性犯罪被害者の方に、犯罪被害による <u>心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部</u> を補助します。	住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及びご遺族に、 <u>新たな住居への転居に要する費用の一部</u> を補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために、 <u>再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部</u> を補助します。
対象経費	・葬儀費用等 ・警察・裁判所等への交通費、宿泊費等 ・家事、育児補助等に要する経費 ・就労・転職支援サービス料 ・住宅の修繕費、転居後の増加分の家賃 ・医療費・通院費等(※性犯罪被害のみ) ・その他知事が認める経費 (※犯罪被害給付制度、公費負担制度等他の公的支援の対象となる費用は対象外)	・運送費用 ・荷造り等のサービスに要する費用(運送事業者が行ったものに限り) ・その他知事が認める経費 引越しを行った事業者に支払う費用 (※新居の家賃、契約時の敷金・礼金、仲介手数料等は対象外)	・再提訴時に裁判所に支払う事務手数料 (印紙代、予納郵券代等) (※弁護士費用は対象外)
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと。	犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと。	再提訴をした日から2年を超えていないこと。
対象となる犯罪被害者	①犯罪被害によって死亡した被害者のご遺族。 ②犯罪被害によって負傷又は疾病を負った被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院(精神的な疾病は3日以上)の労務不能が必要であると医師に診断された方。 ③性犯罪による被害を受けた被害者		

(※令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害(再提訴は、同日以降に提訴した場合)を対象とします。)

(※申請にあたっては、被害の状況等をお伺いするために、**面接相談が必要**となります。)

◆制度のご利用にあたっては、このほかにも条件があります。申請を希望される方や制度に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。また、[県のホームページ](#)でも詳しい情報を掲載しています。

《補助金申請や面接相談に関する相談窓口》

認定特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター
電話：088-854-7867
受付：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
10時から16時まで

《補助金制度に関するお問い合わせ》

県庁 文化生活部 県民生活課
電話：088-823-9340
受付：月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時から12時、13時から16時まで

高知県の犯罪被害者支援に関する
ホームページはこちらから →





高知県内の犯罪被害者等が利用できる 主な相談窓口



	相談窓口（機関名）	相談内容	相談時間	連絡先
犯罪被害全般	高知県 犯罪被害者等支援相談窓口	○犯罪被害全般 ○支援機関の調整	月～金 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-823-9340 面接相談は要予約
	警察 警察総合相談電話	○警察への相談全般	24時間対応	088-823-9110 #9110
	警察 犯罪被害者ホットライン	○犯罪被害相談全般	24時間対応	電話相談 088-871-3110
	法テラス高知	○法律相談	月～金 9時～17時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 050-3383-5577
	犯罪被害者支援ダイヤル		月～金 9時～21時 土 9時～17時 日・祝日・年末年始を除く	0120-079714 (IP電話からは 03-6745-5601)
	こうち被害者支援センター (高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)	○犯罪被害者支援の ための相談 ○付添い支援	月～金 10時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-854-7867 面接相談は要予約
	各市町村総合的対応窓口	○犯罪被害全般 ○支援機関の調整	月～金 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く	
性犯罪被害	警察 性犯罪被害相談電話	○性犯罪被害に 関する相談	24時間対応	#8103(ハートさん) (全国共通ダイヤル)
	警察 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	○性犯罪・DV・ストーカー 等に関する相談	24時間対応	088-873-0110
	性暴力被害者サポート センターこうち	○性犯罪・性暴力被害 に関する相談	月～土 9時～17時 ※上記以外の時間は夜間休 日コールセンターにつな がります。	電話相談 080-9833-3500 0120-835-350 #8891
女性等	高知県 高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	○女性の悩み相談 ○DV(配偶者等からの 暴力)相談	月～金 9時～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く 月～金 9時～17時15分、18時～22時 土・日・祝日 9時～20時 年末年始を除く	予約電話 面接相談 088-833-0783 電話相談 088-833-0783
	高知県 こうち男女共同参画センター 「ソレ」	○一般相談(女性を取り 巻く諸問題に関する 相談)	毎日 9時～12時、13時～17時 第2水曜日、祝日、年末年始を除く	電話・面接相談 088-873-9555
子ども	高知県 中央児童相談所 幡多児童相談所	○子どもに関する相談 ○虐待に関する通告・相談	月～金 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く 24時間対応	088-821-6700(中央) 0880-37-3159(幡多) 189(全国共通ダイヤル)
	高知県教育委員会 高知県心の教育センター	○子どもの悩みや教育に 関する相談	来所による相談 月～金、土(第1、第3)、日 9時～17時 祝日・年末年始・第5日曜日を除く	予約電話 088-821-9909
			24時間対応	電話相談 0120-0-78310
その他	高知県 高知県交通事故相談所	○交通事故相談	月～金 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話・面接相談 088-823-9578
	高知県 高知県立消費生活センター	○消費生活に関する 相談	月～金、日 9時～16時45分 土・祝日・年末年始を除く	電話・面接相談 088-824-0999

※上記相談先の詳しい内容やその他県内の相談先は高知県のホームページに掲載しています。表面のQRコードをご利用ください。